

## 第24期佐世保市農業委員会第25回総会議事録

1 開催日時 令和4年6月27日(月) 13時30分から16時00分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲市	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	畠中 辰秀
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		

6 欠席推進委員

中里地区 永田富士夫

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	博多屋孝昭

事務局係長 天羽孝太郎  
事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介

## 8 議事日程

### 議事録署名委員の指名

第247号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について  
第248号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第249号議案 農地改良等届について  
第250号議案 非農地証明願について  
第251号議案 非農地通知の取消について  
第252号議案 非農地通知について  
第253号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第254号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明について  
第255号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第256号議案 農用地利用配分計画（案）について  
第257号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について  
第258号議案 佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価及び推進委員の決定について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告6 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について  
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第25回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。梅雨入りもつかの間、もう梅雨明けしたような空模様でございます。空前の円安ドル高、コロナ禍の長期化と大変な状況が続いておりますが、落ち着

くところに落ち着くものと思いますので、一喜一憂せずに長い目で一歩ずつ進めていくほかないのかなと思います。

視察研修につきましてもいよいよ実施の段階となりました。我々は与えられた業務を粛々とやっていかなければなりません。本日も様々な議案や協議事項がございますが最後までご協力をお願いいたします。

以上、開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

副会長        それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局        はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日欠席委員はおられません。現に在任する委員18名のうち18名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定足数には関係ございませんが、中里地区の永田推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長        ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、15番 西尾政喜委員、16番 赤木行秀委員、補充として17番 松永信義委員をお願いいたします。

議長        それでは早速、議事に入りたいと思います。

第247号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局        はい、第247号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

1番、相浦、九十九地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は愛宕町。計画変更後も変わりありません。当初の転用計画は資材置場。計画変更後の転用目的も変わりありませんが、隣接地と一体的に利用を行うため、資材置場に供する面積、通路面積に変更が生じております。変更の理由としましては、資材置場としての供用開始時期の延長及び隣接農地との一体利用となっております。耕作者なし、相浦中里ICからおおむね300m以内の第3種農地です。参考事項としまして、こちらは相浦中里ICから西に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。アスファルト施工を行う。日照通風、建物を建てないので、日照通風、耕作に支障を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

当初は令和3年7月14日許可となっております。本計画変更承認申請については当初申請と同一事業者による、計画の一部変更のため、本案件の土地については、新たな転用許可は必要としませんが、この後ご審議いただく、第248号議案の6番の案件において、一体的に資材置場として利用するための隣接農地に対する転用申請が行われて

おります。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。6月23日に富川推進委員と現地を見てまいりました。台帳は田となっておりますが現地は耕作されておらず荒れ地となっております。問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第247号議案は許可相当として県に進達いたします。  
続きまして、第248号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第248号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

1番、宮地区。本案件については、先月総会のその他、違反転用事案報告の1番において報告を行った案件の追認申請となっております。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町。地目は、登記畑、現況宅地。面積は31㎡です。転用目的は進入路。権利は、所有権移転贈与です。施設は、隣接住宅への進入路です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは瀬道町宮ノ田公民館から南西に約135mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。擁壁とコンクリート施工しており、昭和44年頃より、周辺への被害は特段生じていない。日照通風、進入路となっております。周辺農地に被害は及ぼしていない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

2番、宮地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、城間町の2筆。

地目は、登記田、畑、現況田。面積は2筆合計508㎡です。転用目的は農業従事者住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟、木造平家建て建築面積127.52㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは四郎丸バス停から北に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、5.6m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は農業従事者住宅のため許可不要です。なお、農地の全体面積は508㎡となっておりますが、法面面積を除いた有効面積が444㎡であり、基準内に収まっておりますことを申し添えます。

3番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上原町。地目は、登記田、現況休耕。面積は1,879㎡です。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、職員及び保護者送迎、イベント時の駐車場70台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは上原町公民館から南に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.5m、最低0.2m。切土、最高0.4m、最低0.4m。砂利敷きにし、北側に緩衝地を設けるため、土砂流出の恐れはない。日照通風、建物の建設はないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

4番、柚木地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町の4筆。登記畑、現況畑。面積は4筆合計499.99㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、使用貸借権設定。施設は、住宅1棟、木造二階建て建築面積145.74㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で第1種農地に該当しますが、例外規定の集落接続に該当します。参考事項としまして、こちらは西光寺から東に約270mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建物高を加減、7.8m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付してあります。都市計画法関係は分家住宅です。

5番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、母ヶ浦町町の5筆及び小野町の7筆の計12筆。地目は、登記田、畑、現況休耕地。面積は12筆合計11,932㎡です。転用目的は宅地造成。権利は、所有権移転売買です。施設は、宅地造成67区画、併用地あり。事業全体面積は18,674.49㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、曲田橋から東に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高4.1m。切土最高0.5m。盛土箇所は全て擁壁等の構造物にて土留めを行う。日照通風は建物の高さを加減する。10m程度。営農地との距離が確保されているため、影響はない。排水計画、雨水は溜桝から水路放流、汚水・生活雑排水は下水道。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は

地区計画です。なお、本案件は転用面積が30aを超えるものになりますので、来月開催される常設審議委員会に諮問することとなります。

6番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、愛宕町の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は2筆合計747㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場888㎡、通路593㎡。併用地ありで、この併用地が先ほどご審議いただいた計画変更承認申請を行った転用許可済地です。敷地全体面積は1,481㎡となります。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で相浦中里ICからおおむね300m以内の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは相浦中里ICから南に約131mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高1.0m、最低0.5m。全体をアスファルト施工するため、土砂流出の恐れはない。日照通風、建物を建設しないため、日照通風耕作等への影響はない。排水計画、雨水は水路放流。污水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

7番、8番、吉井地区。こちらにつきましては、一体事業の中で、使用貸借権設定を行う筆と所有権移転売買を行う筆がありますので、一括して説明し、ご審議いただきたいと思います。受人、渡人は記載のとおりです。申請地所在は吉井町踊瀬で、使用貸借権設定を行う筆が、8筆、所有権移転売買を行う筆が1筆の計9筆、面積が合計1,874㎡です。転用目的は、長屋住宅及びその進入路、権利は、使用貸借権設定と所有権移転売買です。施設は長屋住宅2棟、木造二階建て建築面積2棟合計で404.47㎡。併用地ありで敷地全体面積は、実測1,865㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは下橋川内町内会公民館から西に約220mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高1.7m、最低0.3m。切土、最高1.34m。擁壁を設ける。コンクリートにて法面保護をする。日照通風、建物高を加減8.14m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。污水、生活雑排水は合併浄化槽から河川。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番宮地区。

3番 3番阿波です。6月24日に坂口推進委員と申請人立合いのもと現地を見て参りました。1番につきましては宅地への進入路となっているものですが、違反転用事案として県へ報告したところ追認許可相当ということでもありますので、特に問題ないと見てまいりました。

2番については農家住宅ということで、花農家の息子さんが実家近くの田を宅地に転用したいということです。住宅が点在する中の農地であり、周辺農地への影響もなく、問題ないと見てまいりました。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。1番については40年以上前から住宅への進入路として周辺農地へ被害を及ぼすことなく利用されており、2番につきましても周辺は住宅でありますので、農地への影響も無く、被害防除計画のとおり施工していただければ問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、3番早岐地区は私から報告させていただきます。6月25日に久野推進委員と現地を確認して参りました。こちらは以前農用地区域から除外されたところで、幼稚園の駐車場を作るということで申請がなされております。目的どおり使用されれば何ら問題ないと思いますけれども、他の地区であったように申請時の目的とは違う利用をされてはいけないと思いますので、このことについては限られた範囲になろうかと思いますが、何か意見を添えるなどして許可がなされればと思いますので、この点を事務局へお願いしたいと思います。以上です。

それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。いま八並会長が言われたとおり目的のとおり使用されれば問題ないと見て参りましたが、将来的には幼稚園の施設ができるのではないかなと思いました。以上です。

議長 続きまして、4番柚木地区。

8番 8番小川です。6月25日に宮崎推進委員と申請人の立ち合いのもと現地を確認してまいりました。道路を挟んで実家の向かい側に分家住宅を建てるということでございます。特に問題ないと見て参りました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。第1種農地の例外規定ということでございますし、周辺は土地改良を行った広大な農地が広がっていますが、申請地については土地改良の区域ではありませんので、分家住宅を作って若い人が帰ってくるということで特に問題ありません。以上です。

議長 続きまして、5番、6番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。6月23日に富川推進委員と申請人の立ち合いのもと現地を確認してまいりました。5番ですが現在耕作されておらず、後継者もないということで荒れていく一方でもありますので、問題はないと見てまいりました。6番につきましても先ほどの計画変更承認申請と一体計画ですが、こちらも耕作されておらず荒れ地となっており、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。5番につきましてはかなり広い面積になりますが、いまから20年ほど前に隣接地に十数区画の宅地ができましたが、その時にもこちらの開発の話がありました。そのころから耕作されていませんでしたので、15年から20年ほどの間耕作されないままとなっています。後継者もいないので特に問題ないと思います。6番についても、伊賀崎委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 続きまして、7番、8番吉井地区。

13番 13番水口です。6月25日に末永推進委員と現地を確認してまいりました。県道沿いに位置する農地ですが、十数年前から水田として利用されておらず荒地となっております。隣接に耕作地はありませんし、用水路、排水路、日照通風、進入路等において第三者に影響を及ぼすことがないか見てまいりましたが、支障はないと判断してまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。いま水口委員が言われたとおり、周辺に被害を及ぼすようなものは見受けられませんでした。排水についても合併浄化槽を経由して適切に処理されるようですので、特に問題ありません。以上です。

議 長 それでは、これらの案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

9番 9番牟田です。5番の案件ですが、造成計画で盛土が4.1mで切土は0.5mしかございませんので、ほとんどの土砂を他の場所から搬入されるものと思います。つきましては土砂搬入に係る道路の汚れ等への対策についてと、約12,000㎡の田を造成するということですので、雨水を受ける調整池が必要ではないかと思っておりますので、この二点についてお尋ねいたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局です。一点目の土を搬入する際の道路への影響についてですが、今回の計画地から300mほど離れた市街化区域内の山林で宅地造成工事が行われておりまして、ここから出る土を搬入する計画となっております。都市計画法に係る許可の関係上、業者と市関係各課において予め協議を行っておりますので、道路の適正な使用については一定担保されているものと思っておりますが、農業委員会や住民の懸念ということで一言申し添



えることはできるものと考えております。二点目の調整池についてですが、雨水に関しましては浸透枿を設けてそこで一時的に受けた上で河川へ放流するという計画になっており、流量計算を踏まえて市の河川課とも協議が整っているという事でした。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。この案件につきましては県の常設審議委員会へ諮問することになりますので、私も先日現地を見てまいりました。また、私も委員になっておりますが市の都市計画審議会におきまして地区計画ということで宅地化を進める地区として審議されておりますので、水の問題については十分対策をされているものと思います。他に質問はございませんか。

久野委員 早岐地区の久野です。3番の案件に関係してですが、駐車場として転用された後、どれくらいの期間をおけば建物が建てられるのでしょうか。

事務局 はい事務局です。どれくらいの期間経てばよいというような明確な規定はございません。事業用の駐車場であれば一定車両が埋まった時点、資材置場については資材が入った段階で完了報告を出していただきます。県や農業委員会で完了報告が受理されて地目変更が済みましたらその時点で転用行為は完結することになります。その後どれくらいの期間利用されれば異なる利用が可能になるのかということについては、個々の事情もあるので一概に規制できかねるところかと思っております。しかしながら、転用許可にあたって一言申し添えることができないのかというようなご意見もありますので、駐車場や資材置場などの建物の建築を伴わない転用につきましては、許可指令書を渡す際などに転用目的どおりに最大限利用するよう書面を添えるなど対策を検討したいと思います。なお、建物の建築につきましては、都市計画法や建築基準法上の審査もありますので、排水や建物高などについては周辺に影響を及ぼすことがないよう制限されるものと考えます。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

1 5 番 1 5 番西尾です。条例で規制することはできないのでしょうか。国、県の大きな枠組みでは難しいことも市町村段階であれば小回りが利くと思います。国から地方に降りてくるのを待つのではなく、地方から行動してそれが後々広がっていくという形もあるのではないのでしょうか。

議 長 転用許可にあたっては許可権者である県が要綱を定めていますので、まずは県で検討してもらえばいいと思います。条例の制定については勉強したいと思います。このような事案は他市町でも出てきていると思いますので、まずは県に働きかけたいと思います。他に質問はございませんか。

6 番 6 番浦です。転用完了後の他目的での利用については規制ができないということでご

ございますが、農地転用許可申請の段階で許可相当とした農業委員会の立場として何も言えない状況のまま、後に隣接農地に何か影響が及んだ場合に果たしてそれで許されるのかと思います。何らか方法が取れないものかと感じております。

議 長 このことについては事務局に研究してもらっているところですが、建物を建築する場合は建築指導課の審査が必要になりますし、関係部局と横の連携を取ることで対策できることもあろうかと思っております。我々の任期も迫ってきておりますので、一定の整理ができればと思っておりますので皆様のご協力をお願いしたいと思っております。他に質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第248号議案は許可相当として県に進達いたします。次に、第249号議案 農地改良届について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第249号議案 農地改良届について、説明いたします。

1番、相浦、九十九地区地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は川下町の3筆。地目は、登記田、現況田。農地面積、施工面積は2,966㎡です。農地改良を必要とする理由は畑として利用する為。参考事項としまして、こちらは相浦地区コミュニティセンターから東に約60mの位置にあります。作付計画はトマト、タマネギ、野菜。作付予定日は令和5年3月10日。工事期間は令和4年7月10日から令和4年9月20日。施工者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.0mとなっております。土の量は2,795㎥、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。6月23日に富川推進委員と現地を見てまいりました。新しい市役所相浦支所の裏手に位置しておりますが、公園や支所ができたことで排水が難しくなったということと、耕作者本人が高齢になられてきているということで、畑地化して農作業の負担軽減を図りたいということですので、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

北村委員 江上地区の北村です。2年ほど前にこの届出人が精米所を作るということで転用申請されましたが、稼働していないようです。そのことから、今回の農地改良も実際作付けまでなされるのか気がかりですがいかがでしょうか。

事 務 局 はい事務局です。過去の転用申請についてですが、現在の稼働状況については確認しないとわかりませんが、建物が完成して精米機も設置したということで完了報告が出されております。なお、この届出人については過去に別の圃場で農地改良届を受理しております。その時の農地改良につきましては作付けまでされて完了報告が出されております。

6 番 6番浦です。今回の場所は土地改良事業が行われた基盤整備地のようなのですが、基盤整備地も盛土などの農地改良は実施可能なのでしょうか。

事 務 局 はい事務局です。基盤整備地での転用行為については厳しく制限されますが、農地改良の基準の範囲で実施される農地を農地として利用するための行為は農地法上の転用行為にあたりませんので実施できます。

議 長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

1 5 番 15番西尾です。作付計画で多種の野菜を作られるようですが、そうになると年中消毒作業をするようなことになるとと思いますが、周辺への被害防除上の問題はないでしょうか。

議 長 地区担当委員から回答をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。隣が公園になっておりますので、水稻に農薬散布した際に市の公園管理の方から苦情を受けたことがあると届出人が言われていました。その時はちょうど子供たちが公園で遊んでいたようです。その後はしばらく耕作をやめられていたようですが、再び耕作を始められており、周辺への被害防除については問題ないと思います。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第249号議案は受理することといたします。  
次に、第250号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第250号議案 非農地証明願について説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は権常寺町の6筆。登記地目畑、現況法面、擁壁、通路。面積合計50.27㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは花高南バス停から南東に約260mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-7に該当します。

2番、皆瀬地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は牧の地町の1筆。登記地目畑、現況進入路の一部。面積合計14㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは堂の脇バス停から北へ約200mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

3番、宇久地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は宇久町太田江の2筆。登記地目畑、現況宅地。面積合計677㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは佐世保市消防団太田江・野方分駐所から北東へ約300mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

なお、2番の案件について、関係する委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番皆瀬地区。

10番 10番辻です。6月25日に大宅委員、山口推進委員と現地を見てまいりました。昭和22年ごろ建てられた自宅への進入路となっており、この進入路がなければ出入り口が極端に狭くなりますので仕方ないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

山口委員 皆瀬地区の山口です。辻委員が言われたとおり、特に問題ないと思います。

議長 それでは、2番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。2番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、2番の案件につきまして、賛成多数ですので非農地証明を交付することとします。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番は早岐地区ですので私から報告します。6月25日に久野推進委員と現地を見てまいりました。ここは平成22年に一旦非農地証明が出されていましたがその後農地に戻ることなく現在も引き続き公民館の用地として使用されております。市街化区域でもありますので何ら問題ないと見てまいりました。以上です。それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。いま八並会長が言われたとおり、何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議長 続きまして、3番宇久地区。

15番 15番西尾です。6月25日に畠中推進委員と現地を確認してまいりました。願出人は兄弟が多くいらっしゃるようでして、その当時、分家として住宅を建てられたようです。町内会長さんにも確認をしまして、問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。いま西尾委員が言われたとおりで、特に問題ありません。以上です。

議長 それでは、何かご意見等ございませんか。

3 番 3番阿波です。1番の案件ですが、以前非農地証明が出されているということで、再発行のような対応はできないものなのではないでしょうか。改めて審議する必要があるのでしょうか。

事務局 はい事務局です。文書の保存年限の関係上、当初の証明から年数が経っているものについては改めて証明願をいただいております。また、今回は分筆がなされて地番が変わっていることから、再度整理されるものです。

議長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第250号議案について非農地証明を交付することとします。  
続きまして、第251号議案 非農地通知の取消について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第251号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。  
議案記載のとおり農業委員会総会開催日において非農地と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、確認に誤りがあったことが判明し、農地に該当すると判断したため非農地通知を取り消すものです。土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者に送ることになります。

議長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

17番 17番松永です。かなり広い面積ですが原因は地番の取り違いですか。

事務局 はい事務局です。地籍調査が済んでいない地区については地番現況図を参考に地番の特定を行っているところですが、正確な位置はわかりませんので、最終的には土地所有者に確認してもらいしかありません。今回は土地所有者が主張される土地の所在位置と地番現況図で特定した位置に相違があったものです。

議長 よろしいでしょうか。他にご意見ございませんか。

委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第251号議案について、非農地通知を取り消すことといたします。

続きまして、第252号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第252号議案非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、155筆で面積が77,699.82㎡です。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、本件について、非農地通知を発出することといたします。

次に、第253号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第253号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、萩坂町。地目は、登記畑、田、現況荒地、田。面積は1,335㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。6月24日に坂口推進委員と現場を見てまいりました。現況が荒地と

田となっておりますが、荒地部分については解消して耕作を再開されるということです。特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長           それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

坂口委員       宮地区の坂口です。いま阿波委員が言われたとおりで、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長           それでは、第253号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員           (なし)

議 長           ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員       (挙手多数)

議 長           賛成多数ですので、第253号議案については、許可することといたします。

                  続きまして、第254号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局       はい、第254号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明について、ご説明します。

                  1番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、日宇町9筆、大和町2筆の合計11筆。地目は田及び畑。面積合計3,407.91㎡。全て市街化区域です。相続開始年月日は平成21年10月7日。引き続き農業に従事していた期間は、令和元年7月27日から令和4年6月27日です。この相続税の納税猶予につきましては、3年ごとに継続の届を税務署に提出することになっておりまして、その届の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回総会議案として上程しています。

                  以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長           ありがとうございました。それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番日宇地区。

6 番           6番浦です。6月26日に磯本推進委員と現地を確認いたしました。全部で11筆ありますが、そのうちの4筆は露地栽培で現在は保全管理の状態でした。他ににつきましては施設園芸で秋物の花苗の植え付けの準備をされている状態でした。問題ないとして見てまいりました。以上です。



議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。いま浦委員が言われたとおりで、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、第254号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第254号議案について証明を交付することとします。  
続きまして、第255議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第255号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、江上地区2件、三川内地区1件、皆瀬地区1件、中里地区1件、吉井地区1件、世知原地区3件。解除条件付きの利用権設定は、吉井地区1件。合計10件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。  
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第255号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。  
次に、第256号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第256号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区1件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当

であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第256号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

次に、第257号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第257号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして江上地区4件、宮地区3件、三川内地区1件、早岐地区2件、柚木地区1件、大野地区2件、吉井地区1件の合計14件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。なお、7番の宮地区の案件について、関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 7番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは、7番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、利用権設定の7番の案件については承認されました。委員は入室

をお願いします。

～委員入室～

議 長           それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員           (なし)

議 長           ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員       (挙手多数)

議 長           賛成多数です。第257号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除  
願います。

                  続きまして、第258号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価  
及び決定について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局       第258号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価及び決定につ  
いて説明いたします。

                  今回、昨年川上農業委員がお亡くなりになられた欠員補充に対しまして、江上地区の  
北村憲治農地利用最適化推進委員が農業委員に推薦され、農業委員の予定者となられて  
おります。農業委員と推進委員を兼務することはできないことから、北村推進委員が農  
業委員に就任された後任の推進委員募集を行いました。議案の下方の※参考のところを  
ご覧ください。

                  記載のとおり、古川清志氏に対しまして、JA江上地区営農組合長会からの団体推薦  
及び5名の方からの個人推薦がっております。

                  今回、まず先に、この者の評価を行い、一旦、推進委員予定者となったのち、その後  
推進委員としての決定を行っていただくこととなります。

                  それでは1番目、佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価について  
でございます。

                  推薦書の届出後、この者の資格調査を4項目で行っておりますので報告いたします。

                  1番目に農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有するもので、担当する区域内  
の農地等の利用の最適化の推進のため活動できる者であるか否かについて、資格審査を  
行い、経歴、農業経営の状況、推薦の理由等を考慮した結果、適任者であると判断して  
おります。

                  2番目に破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるか否かについて、資格  
審査を行った結果、該当しておりませんでした。

3番目に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者であるか否かについて、資格審査を行った結果、該当いたしておりませんでした。

4番目に「佐世保市暴力団排除条例」に規定された暴力団員、およびこれらと密接な関係を有するものであるか否かについて、資格審査を行った結果、該当いたしておりませんでした。

資格審査については、以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長 　ただ今、事務局から説明があった佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価及び決定について、まずは、評価を行なってまいります。

地区の委員の意見をお願いします。

北村委員 　江上地区の北村です。この方は、自衛隊におられましたがお早めに退職されまして、自分の家でみかん栽培をされております。JAみかん部会の江上地区支部長をされるなど、地域の信頼もあられます。大変温厚な方でもあり、推進委員として適任者であると思っております。

議長 　では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 　（なし）

議長 　それでは、採決に入ります。古川清志さんを江上地区の推進委員予定者として賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 　（挙手多数）

議長 　ありがとうございます。それでは、古川清志さんを江上地区の推進委員予定者として決定します。

評価が終わりましたので、次に、推進委員の決定を行ってまいります。

ただ今、評価いたしました江上地区の推進委員予定者の古川清志さんを推進委員とすることに対し、何かご意見等がある方はいらっしゃいますか。

委員 　（なし）

議長 　それでは、採決に入ります。佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の決定について、ご異議ない方の挙手を求めます。

委員 　（挙手多数）

議 長 挙手多数と認めます。よって第258号議案佐世保市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価及び推進委員の決定については提案どおり決定いたします。

なお、本人に対し委嘱状交付式につきましては、北村推進委員の農業委員就任式の後に、令和4年7月1日に執り行いますので、ご了承をお願いします。

では、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告6 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）の提示について】

【違反転用事案報告について】

【農業振興地域整備計画変更に係る意見に対する佐世保市農政課からの回答について】

【令和4年田畑売買価格等に関する調査について】

【令和4年農地利用最適化推進業務活動日数（令和4年1月～5月）について】

【農地利用最適化推進業務等活動記録簿・報告書の様式について】

【8月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】

【視察研修について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第25回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。